

● 事業の目的

本事業は、市内で学生を対象とした創業機運を醸成させる事業を行う民間企業を対象に、ふるさと納税を活用した資金調達（クラウドファンディング）による学生向け創業支援事業を実施することで、「働くまちとしての奈良」「学生のまちとしての奈良」の認知度の向上、学生の起業の後押しを図ることを目的とします。

● 事業の概要

対象となる事業者を公募により選定し、選定された事業者の事業計画を市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用することで、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額を設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった資金全額を奈良市学生向け創業支援事業奨励金交付要領に基づき交付します。なお資金が目標金額に届かなかったことを理由に辞退することはできませんのでご注意ください。

【掲載サイト】 ふるさとチョイス、ふるなびの2ポータルサイトへ掲載。
※ポータルサイトへの掲載手数料は市が負担します。

【目標設定金額】 200万円以内

【資金募集期間】 年度内において90日以内 令和5年8月1日（火）から（予定）

【募集件数】 1事業者

● 対象事業者

奨励金の交付対象となる事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。なお、対象事業者の要件は公募開始日（令和5年5月30日）において満たしていること。

【単独申請の場合】

- (1)市内に事業所を有する会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社であること。
- (2)寄附金が目標額に達しなくても事業を実施するものであること。
- (3)自社で創業に関する支援の企画及び運営の実績があること。

【共同申請の場合】

- (1)共同提案の場合は、共同企業体（以下「JV」という。）を結成し、代表者を決める必要がある。
なお、共同提案者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で提案を行うこともできない。
- (2)JVを構成するすべての事業者について、【単独提案の場合】の(1)・(2)を満たすことが必要である。
(3)においては、いずれかの事業者が満たしていればよいこととする。なお、奈良市学生向け創業支援事業認定申請書を提出後に代表者および共同提案者を変更することはできない。
- (3)書類の提出は代表者が行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行う。

※上記に該当する場合でも、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としないものとする。

- (1)市税を滞納しているとき。
- (2)奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）であるとき、又は法人にあっては、その役員若しくは事業所の代表者が暴力団等であるとき、若しくは暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有するとき。

● 対象事業

奨励金の交付対象となる事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1)市内で実施する学生を対象とした創業機運を醸成させ、支援する事業
- (2)学生同士が交流する機会を提供する事業
- (3)政治的、宗教的な意図で実施される事業でないこと

● 対象外経費

- ・ 各種会議の食事代等の経費
- ・ 交際費
- ・ 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- ・ 事業に関係のない備品の購入費
- ・ 補助金申請書類作成のための費用
- ・ 社会通念上、不適切と認められる経費や著しく高額と思われるもの

● 支給額

クラウドファンディング型ふるさと納税により集まった資金の全額を奨励金として交付する。

● 認定事業者の義務

奨励金の交付を受けた認定事業者は、寄附募集に関する広報について、認定事業者が主体的に実施するものとし、寄附募集のためのチラシ作成や広報物の作製を実施すること。

● 募集期間及び申請方法

[募集期間]

令和5年5月30日（火曜日）～ 令和5年6月15日（木曜日）

※先着順とせず、事業計画等の内容を審査した上で決定します。

[申請方法]

次の「申請時に提出が必要な書類等」に必要な事項を明記の上、募集期間内必着で奈良市産業政策課（奈良市役所北棟2階）へ持参又は郵送してください。

※郵送の場合は、簡易書留など郵送の状況が追跡できる方法で送付のこと。郵便遅延などによる不着については、市では一切責任を負いません。

[申請時に提出が必要な書類等]

※「奈良市学生向け創業支援事業奨励金交付要領」の様式を使用すること。

- ① 学生向け創業支援事業認定申請書（交付要領 第1号様式）
- ② 事業実施計画書（交付要領 第2号様式）
- ③ 事業収支予算書（交付要領 第3号様式）
- ④ 誓約書兼同意書（交付要領 第4号様式）
- ⑤ 役員名簿（交付要領 第5号様式）
- ⑥ 過去に自社で企画および運営した創業に関する支援事業の実績が分かるもの（例：チラシ、企画書）
- ⑦ 定款及び履歴事項全部証明書の写し
- ⑧ 市税の納税証明書（前年度分）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

※ J V で申請する場合

- ①、②、⑤の様式は J V 用の様式を使用すること。
- ⑦、⑧に関して、J V を構成する事業者毎に提出すること。

[変更・中止時に提出が必要な書類等]

- ① 認定事業変更・中止(廃止)申請書（交付要領 第7号様式）

[事業の完了報告時に提出が必要な書類等]

認定事業者は事業が完了したときから1箇月以内に、次に掲げる書類①～④を添えて提出しなければならない。ただし、**事業の完了日は令和7年3月31日まで**とする。

- ① 事業実施報告書（交付要領 第11号様式）
- ② 事業収支決算書（交付要領 第12号様式）
- ③ 事業の実施状況が分かる資料（写真、チラシ等）
- ④ その他市長が必要と認める書類

● 審査方法

審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求められることがあります。応募資格（対象事業者の基準）を満たした事業者を、別紙「審査項目及び審査基準表」に基づき、申請内容を個別採点方式により評価し合計点数で審査します。なお、審査結果につきましては、書面にて令和5年6月30日頃までにお知らせいたします。

● 注意事項

「奈良市学生向け創業支援事業認定通知書」の受領後、事業を開始すること。受領後でないと、対象経費となりません。

● 提出先・お問い合わせ先

ご不明な点については、次の問い合わせ先で対応いたします。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| [相談窓口] | 奈良市役所 観光経済部 産業政策課 創業支援係 |
| [住所] | 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 |
| [TEL] | 0742-34-4741 |
| [時間] | 8時30分～17時15分（月曜日～金曜日） |
| [E-mail] | sangyoseisaku@city.nara.lg.jp |